

三斗争の批判に對して
 我々は今罷業を一種禁止したといふが、此の事はこれからであり、再発のストに充
 分の準備が必要なことは言ふまでもないことだ。従つて今日斗争を批判する
 ことは往々として、又衆に悪影響を及ぼす結果を招来するの故に批判は腹ヲ首腦
 部迄株を頼り、下に指令を聖守し結果をより強化すること、此の努められたい
 四文部連絡委員について
 十八号指令に服従したるに、つゞき疎漏を辭し、茲に追加す
 柳島 細矢 岩松野 川崎

別記 (二)

自治権擁護に關スル聲明

今回市電争議ニ對スル強制調停ノ発動ニ際シ自治権擁護運動
 ノ權頭ヲ見ル
 我等ハ曩ニ電氣局更生案ニ對スル市長ノ市制九十二條、九十
 二條ニ依ル專決行為コソ自治権ノ破壞デアリ蹂躪テアルトナ
 シテ自治権擁護ノ為ニ戦ヒ來ツタノデアリ
 問題ノ根源ハ市長ノ專決デアリ、ソレヲ論セスレテ自治権ノ
 擁護ヲ論スルハ本末ヲ辨ヘサル行動ト言ハネバナラヌ
 然モ勞働争議調停法発動中ハ理事者並ニ従業員ノ煽動ハ慎マ
 ナケレハナラナイニモ不尙、自治権擁護ノ名ヲ藉ル理事者煽
 動ノ行動ハ市政參與者トシテ我等ノ断シテ與セサル所デアリ
 依テ我等ハ茲ニ市長ノ專決ヲ中心ニ市理事者市會ノ慎重ナル
 考慮ヲ求ムルト共ニ眞ノ自治権擁護運動ヲ起サムトスルモノ